

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	21	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
要望内容 （概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>① 経営所得安定対策、担い手への農地集積推進事業及び環境保全型農業直接支援対策の交付金を交付された農業者（青色申告を行う認定農業者等）が、認定計画等に従って、農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために農業経営基盤強化準備金を積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 農業者が当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合には、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>経営所得安定対策については、本年6月閣議決定の日本再興戦略において、これを適切に見直し、あわせて、農林水産業の多面的機能の発揮を図る取組を進め、新たな直接支払制度の創設の検討を行うとされたところ。検討の結果に従い、経営所得安定対策の法制化等の見直しが行われる場合には、農業経営基盤強化準備金制度の拡充等、税制上の所要の措置を講ずること。</p>		
関係条文	<p>所得税（措法第24条の2及び24条の3）</p> <p>法人税（措法第61条の2、61条の3、68条の64及び68条の65）</p>		
減収見込額	[初年度]	（ ）	[平年度]
	[改正増減収額]		（単位：百万円）
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	
<p>ページ</p>	<p>21—3</p>